

デジタル分野に関する日本国総務省及びデンマーク王国デジタル政府・ ジェンダー平等省の間の協力覚書

日本及びデンマーク王国（以下、個別に「国」と、まとめて「両国」という。）は、自由、民主主義、法の支配及び人権の尊重といった共有する価値及び原則に基づき、150年を超える外交関係の堅固な基盤を基礎とし続けてきた。

2023年10月にはデジタル分野における協力の重要性が記載された「戦略的パートナーシップの深化に関する日・デンマーク首脳共同声明」が発出された。

こうした背景を踏まえ、日本国総務省及びデンマーク王国デジタル政府・ジェンダー平等省（以下、個別に「当事者」と、まとめて「両当事者」という。）は、以下の認識に達した。

第1項 目標

この協力覚書（以下、「MOC」という。）の目的は、両国の国内法及び規則に沿って、デジタル分野における両当事者の協力を深めることである。

第2項 協力分野

両当事者は以下の分野で協力する。

1) 安全・安心・信頼できる AI

a) 広島 AI プロセスの成果を踏まえた安全・安心・信頼できる AI の世界的な普及に向けた協力。

b) 両当事者が策定する AI に関する規制やガイドライン等の、AI ガバナンスの枠組み間の相互運用性確保に向けた取組に係る情報共有。

2) サイバーセキュリティ

a) ICT 分野におけるサイバーセキュリティに関するベストプラクティスや人

材育成のための取組に係る情報共有。

3) 投資の促進

a) 民間企業による両国における投資を促進するための両当事者の取組に係る情報共有。

4) 地方自治体によるデジタル活用の推進

a) 両国の地方自治体によるデジタル活用に関する取組や課題等に係る情報共有。

第3項 実行

第2項に規定する両当事者間の協力は、次の方法により行うことができる。

a) 両当事者の担当者による（オンラインによるものも含む。）情報交換。

b) 両国の官民によるものを含む、セミナー、ワークショップ、シンポジウムや他の関連するイベントの開催。

c) 相互の関心事に関連する共同のプログラムやプロジェクトの実施、そして

d) 両当事者が共同で決定する、その他の形式の協力。

第4項 ガバナンス

a) 両当事者は、このMOCが国際協定とはみなされないこと及びいかなる法的権利及び義務を構成又は創設しないことを認める。

b) 両当事者は、このMOCの下での協力を通して交換した情報や文書を意図した又は定められた目的以外に使用しない。両当事者は、このような情報や文書を（Eメールなどの電子的な方法を含む。）事前の書面での同意無しに第三者に共有しない。

c) この覚書は、その署名の日を開始し、三年間継続する。この期間は、いずれ

か一方が他方に対し次の条件に従って更新しない旨の決定を通知しない限り、更に同一の期間、自動的に更新される。

d) この覚書を更新しない旨の決定及びこの覚書の適用を停止する旨の決定は、現行の期間の終了の日又は停止の日の少なくとも 60 日前に、他方に送付されるものとする。

e) この覚書は、（E メールなどの電子的な方法を含む。）両当事者間の書面による同意により、いつでも修正することができる。

2024 年 5 月 1 日にデンマークのコペンハーゲンにて、どちらも同等の価値を有する英語による 2 つの原文に対して署名される。